

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 15 日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の
「利用者負担額」等の取扱いについて（続報）

新型コロナウイルス感染症により、保育所等を臨時休園等する場合の利用者負担額及び子育てのための施設等利用給付等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」（令和2年2月27日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」の取扱いについて」（令和2年3月27日付け事務連絡）において、お知らせをしてきたところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、一部都道府県に関し、区域の指定が解除されました。これを受け、改めて、利用者負担額等に関する考え方をお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、内容について御了知の上、管内市町村（指定都市、中核市を除く）への周知・助言等をお願いいたします。

1. 特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かに関わらず、子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号及び「子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件」（令和2年内閣府告示第18号）については効力を有しており、休園又は一部休園により保育の提供がなされない場合のほか、市区町村が登園自粛要請をしていることにより保育の提供がなされない場合に関しては、3号認定子どもの利用者負担額は日割り計算していただくこととなります。

登園自粛の際は、市区町村からの要請・同意によるものであることが必要です。市区町村からの登園自粛要請を行わない場合に、市区町村の要請があるように捉えうる案内等が特定教育・保育施設等からなされないよう、各市町村において各施設等への周知徹底をお願いいたします。

2. 特定子ども・子育て支援施設等が臨時休園等した場合の施設等利用費について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かに関わらず、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園等が行われる場合においては、既報のとおり、臨時休園等期間中の利用料を減算することなく施設等利用費の支給を行うこととして差し支えありません（「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」（令和2年2月27日付け事務連絡）参照）。

なお、上記対応の際には、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについても適宜御参照ください。

【照会先】

内閣府 子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当） 付

TEL：03-5253-2111（内線 38351, 38339）

kodomo-kyufu@cao.go.jp

kodomokosodateikai@cao.go.jp